



荒川水系流域治水ロゴマーク 使用ガイドライン

令和4年3月

荒川水系流域治水協議会

はじめに

荒川水系流域治水協議会では、荒川水系における流域治水の取組への理解を深めていただくとともに、皆で流域治水に取り組み、推進していくことを目指し、「荒川水系流域治水ロゴマーク」を作成しました。

本ガイドラインは、ロゴマークの活用を推進するため、使用規程に基づく基本的なルールをまとめたものです。

ロゴマークは、流域治水を周知・PRするための広報活動等のために、パンフレットやポスター、ホームページ等において広く使用いただくことができます。



荒川水系流域治水 ロゴマーク






デザイン

ロゴマークのデザインは、下記に示すものとして、形の変更や指定の色または単色以外での使用は不可とする。

単色とする場合は全てグレースケールとし、単色①、単色②のいずれかを選択して使用する。

荒川水系流域治水 ロゴマーク
(カラー)



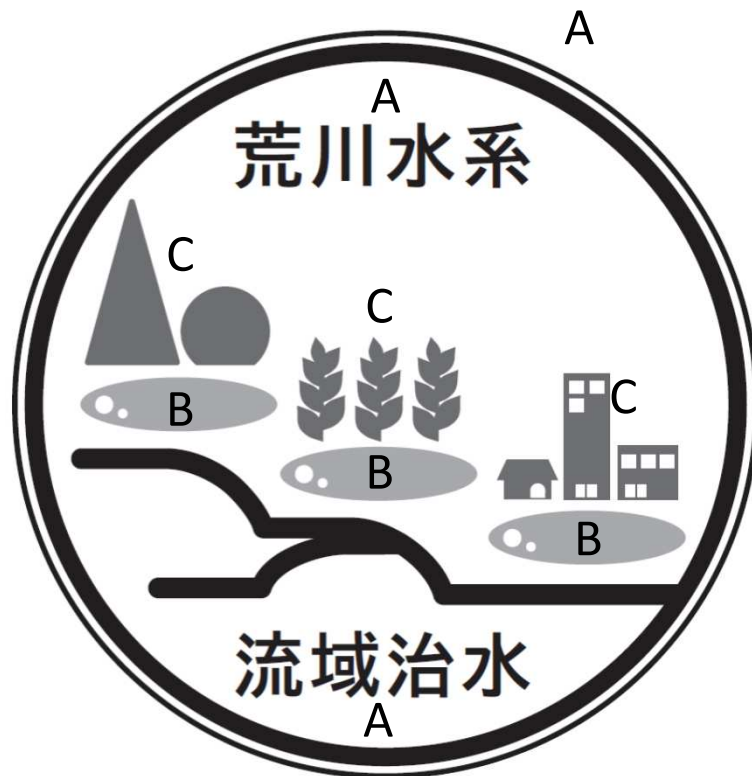
| | | |
|---|---------------------------------------------------------------------------------------|------------------|
| A |  | C100 M50 Y00 K00 |
| B |  | C90 M70 Y30 K00 |
| C |  | C60 M10 Y10 K00 |
| D |  | C00 M30 Y100 K00 |
| E |  | C50 M00 Y80 K00 |




デザイン

ロゴマークのデザインは、下記に示すものとして、形の変更や指定の色または単色以外での使用は不可とする。

単色とする場合は全てグレースケールとし、単色①、単色②のいずれかを選択して使用する。

荒川水系流域治水 ロゴマーク
(単色①)



| | | |
|---|---------------------------------------------------------------------------------------|------|
| A |  | 100% |
| B |  | 40% |
| C |  | 70% |

デザイン

ロゴマークのデザインは、下記に示すものとして、形の変更や指定の色または単色以外での使用は不可とする。

単色とする場合は全てグレースケールとし、単色①、単色②のいずれかを選択して使用する。

荒川水系流域治水 ロゴマーク
(単色②)



使用料・遵守事項

- ◆ ロゴマークの使用料は無料とする
- ◆ ロゴマークを使用する者(以下「使用者」という。)は、次の各号に掲げる事項を遵守することを前提として、届出を必要とせず使用を認めるものとする。
 - (1)法令・規則及び公序良俗に反するものに使用しないこと。
 - (2)第三者の利益を害するものに使用しないこと。
 - (3)両協議会の信用又は品位を傷つけないこと。
 - (4)商品への利用など、営利を主たる目的とした使用をしないこと。ただし、報道関係者が報道目的で使用する場合又は流域治水の趣旨に賛同する企業・団体・労働者等が、流域治水の取組の普及・啓発のために名刺、配布物、公式ホームページ等に掲示する場合を除く
 - (5)自己の商標、意匠等として独占的に使用しないこと。
 - (6)商標権、意匠権等の知的財産権の申請をしないこと。
 - (7)特定の政治、思想又は宗教に関する活動に使用しないこと。
 - (8)両協議会の事業又は両協議会が認めた関連事業を推進する上で支障を来たさないこと。
 - (9)荒川水系流域治水のイメージを損なう使用をしないこと。

その他規定

- ◆ ロゴマークに関する著作権その他一切の権利は、荒川水系(埼玉ブロック)流域治水協議会が保有し、管理事務は荒川水系(埼玉ブロック)流域治水協議会及び荒川水系(東京ブロック)流域治水協議会(以下総称して「両協議会」という。)の両事務局(以下「事務局」という。)が行う。
- ◆ ロゴマークの使用に関し、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合、両協議会はロゴマークの使用を差し止めることができ、これに起因して生じたいかなる損失について一切の責任を負わない。
 - (1)使用者が法令に違反した場合
 - (2)使用規程に違反した場合
 - (3)両協議会が不適切と認めた場合
- ◆ 両協議会は、上記規定により使用の差し止めを受けたものに対して、使用の差し止めを受けた利用対象物等について回収等の措置を求めることができる。

その他規定

- ◆ 両協議会は、使用者に対し、ロゴマークを使用した資料や物品等の提出を求めることができる
- ◆ 両協議会は、ロゴマークを使用したことにより使用者に生じたいかなる損失について、一切の責任を負わない。
- ◆ 使用者は、利用対象物等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、両協議会に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。
- ◆ 両協議会は、使用規程に違反する使用者に対し、必要な措置を命ずることができるとともに、必要な法的措置をとることができる。
- ◆ ロゴマークの使用に関し必要な事項は、事務局が別に定める。

【問い合わせ先】

＜荒川水系(埼玉ブロック)流域治水協議会 事務局＞

○国土交通省 関東地方整備局 荒川上流河川事務所 調査課
〒450-0003 埼玉県川越市新宿町3-12

TEL: 049-246-6360 E-mail: ktr-arajo-chisui@gxb.mlit.go.jp

○埼玉県 県土整備部 河川砂防課

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目15-1号

TEL: 048-830-5162 E-mail: a5120-08@pref.saitama.lg.jp

＜荒川水系(東京ブロック)流域治水協議会 事務局＞

○国土交通省 関東地方整備局 荒川下流河川事務所 調査課
〒115-0042 東京都北区志茂5-41-1

TEL: 03-3902-3220 E-mail: ktr-arage-chisui@mlit.go.jp

※どの事務局にお問い合わせいただいても構いません。7